

平成 29 年 4 月 28 日  
平成 29 年 10 月 12 日修正  
令和 4 年 4 月 26 日二訂

## 研修企画委員制度の実施について（改訂）

### 1. 経緯

関東甲信越地区では従来、地区助成事業として、毎年研修会を実施してきていたが、研修会の内容や実施方法等は当番館に一任されており、当番館の負担も大きくなっていた。また、研修、人材育成に対する環境が変化していることもあり、地区における研修のあり方について見直しが必要となっていた。そのため、平成 28 年度に Librarian 2020 プロジェクトを実施し研修のあり方について検討を行った。その報告を踏まえ、研修企画の経験により若手職員のスキルアップ・意識向上を図り、また、地区内の近隣大学職員同士の人的ネットワークを構築するため、平成 29 年度から研修企画委員制度を開始した。

この制度は研修企画委員制度の 2 つのブロックが一巡する 4 年後に、制度及び研修方法や実施内容、また、地区助成事業のあり方について評価を行い、今後の方針を再度検討することとしており、令和 3 年度に「Librarian 2020 プロジェクト」評価タスクフォースにより行った評価・検討を踏まえ、改訂を加える。

### 2. 目的

研修企画委員制度は、時宜を得た有益な研修事業を地区協会として円滑に実施するとともに、研修企画や他機関職員との協働を通して若手職員を中心とした図書館職員のスキルアップを図ることを目的とする。

### 3. 研修企画委員の選出について

#### （1）選出方法等

関東甲信越地区を 2 ブロックに分け、それぞれのブロックが 2 年ずつ任に当たる。選出にあたっては、任に当たるブロックの各大学から若手職員を中心に職員 1 名を推薦する。ただし、委員の選出が過大な負担等となる場合には任意とする。また、若手職員の定義はフレキシブルに考えるものとする。

#### （ブロック分け）

以下のとおり 2 ブロックに分け、平成 29 年度、南ブロックからの開始とする。令和 3 年度は「Librarian 2020 プロジェクト」評価タスクフォースの活動に当てたため、令和 4 年度に南ブロックから再開する。

北ブロック(7 大学) 新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、信州大学、群馬大学、

宇都宮大学、埼玉大学

南ブロック(8 大学) 茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、千葉大学、放送大学、横浜国立大学、総合研究大学院大学、山梨大学

## (2) 任期

研修企画委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に交代があった場合は、残余の期間とする。

## 4. 研修企画委員会の構成

### (1) 研修企画委員会

選出された研修企画委員は、研修企画委員会を構成し、地区協会の研修事業の実施にあたる。

### (2) 主査及び副主査

研修企画委員会に主査及び副主査を置く。主査及び副主査は委員の互選により選出し、原則として当番館以外の委員を充てる。主査及び副主査の任期は当該年度末までとし、再任を妨げない。

### (3) アドバイザー

研修企画委員会に地区協会加盟館職員の中から 1~2 名のアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは事務手続に関する助言や研修開催に関する技術的な助言を行う。アドバイザーは必要に応じて主査が理事館と協議の上、理事館が調整して選出するものとし、任期は当該年度末までとする。

## 5. 当番館の任務について

研修企画委員会の開催に関する連絡調整及び研修会場の提供等、企画実施にあたっての支援を行う。

## 6. 評価

研修企画委員制度は、研修事業の実施状況を踏まえ、また地区助成事業や図書館職員の研修に求められる内容の今後の変化に対応して、必要に応じて見直しを加えるものとする。

## 7. その他

その他研修企画委員が企画を行うにあたっては、「関東甲信越地区助成事業『Librarian 2020 プロジェクト』報告書」(2019 年 3 月 20 日) 及び「関東甲信越地区助成事業『Librarian 2020 プロジェクト』の評価について (報告)」(令和 4 年 3 月 22 日) を参考に行うこととする。